

2 給付の適正化に向けた取組

- ◆**県による保険給付の点検** R元から県内市町村間を異動した被保険者に係る等を総覧点検等を開始。
- ◆**大規模な不正利得返還金の回収** 一定の要件に該当する病院の不正利得について、市町村からの委託を受け不正利得返還金の回収を行う。
- ◆**柔道整復師の療養費の給付の適正化** ◆**あん摩マッサージ・はり・灸の療養費の給付の適正化**
- ◆**レセプト点検の充実強化** ◆**第三者求償の推進** ◆**保険者間調整**
- ◆**高額療養費の多数回該当の取扱い** 都道府県単位化に伴い、高額療養費の多数回該当の該当回数継続の基準である「世帯の継続性」については、県内統一の基準として世帯を主宰する世帯主に着目した基準とする。

第6 医療費適正化の取組

住民の方の健康づくりを推進し、国保財政の安定化にも資する、医療費の適正化のための取組について記載します。

1 現状

- ・特定健康診査受診率 46.8%(全国 38.0%)(R元)
- ・特定保健指導実施率 60.2%(全国 29.3%)(R元)
- ・後発医薬品使用割合 79.2%(全国 79.1%)(R元) ・後発医薬品差額通知実施 76市町村(R元)
- ・医療費通知実施 77市町村(R元) ・データヘルス計画策定 76市町村(R元)
- ・糖尿病性腎症重症化予防の取組状況 取組実施 73市町村(R元)

2 適正化に向けた取組

- ◆**特定健康診査・特定保健指導実施率向上のための取組** ◆**後発医薬品の使用促進**
- ◆**重複頻回受診・多剤投薬の適正化** ◆**糖尿病性腎症重症化予防の取組**
- ◆**個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組**
- ◆**KDBの活用による保健事業の推進**

第7 市町村が行う事務の効率化、標準化

国保運営が県単位化されることから、市町村ごとに行っている事務について、広域的に行うことで効率化を図ることや、県で統一的に取り扱うべき事務について定めます。

1 市町村事務の効率化

- ◆**広報事業**

2 市町村事務の標準化

- ◆**申請書様式の標準化** ◆**事務処理マニュアルの作成** ◆**高額療養費の多数回該当の取扱い**

第8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

他部局との連携施策によるサービスの総合的提供の重要性について記載します。

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制の構築が重要となっている。国保部局においても、まずは、市町村ごとに目指すべき方向性を決定していく部局横断的な会議の場に積極的に参加し、その方向性を共有することが重要となる。

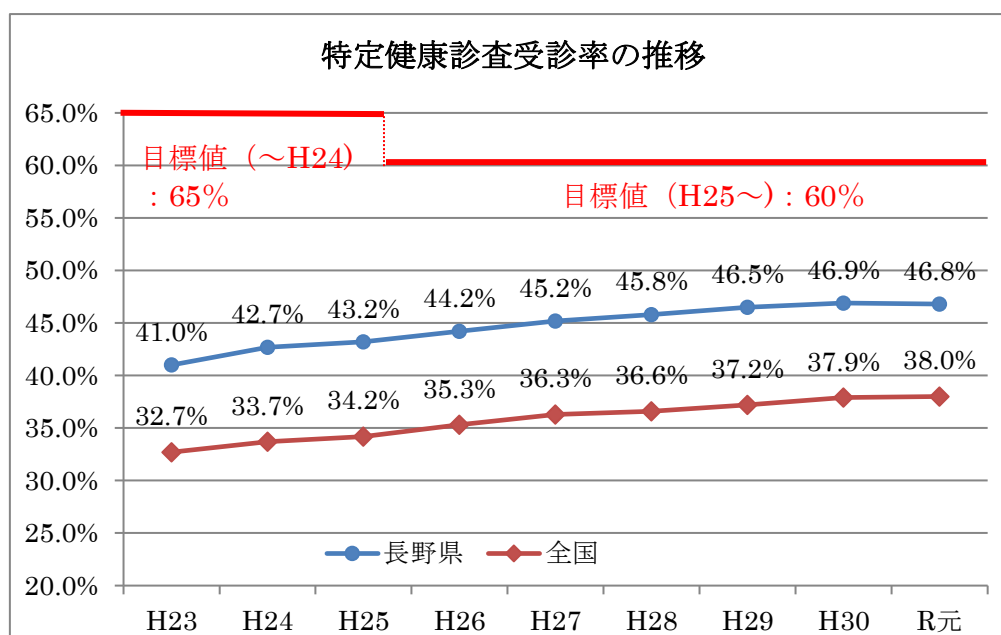
なお、同一市町村内における転居においても、上記基準を用いることとします。

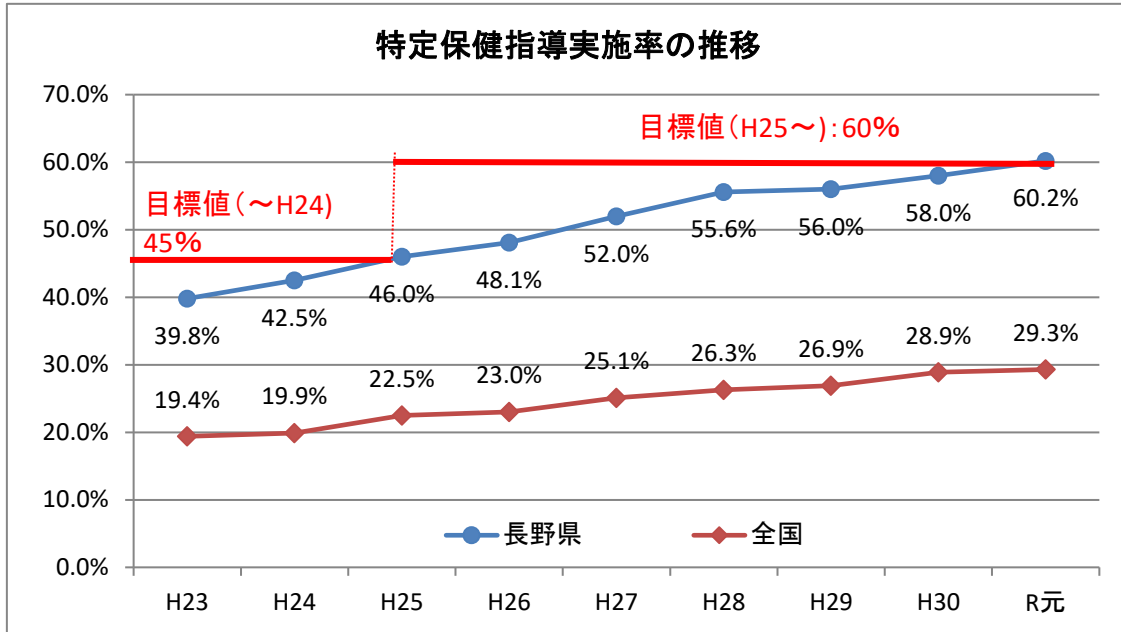
第6 医療費適正化の取組

1 現状

ア 特定健康診査受診率・保健指導実施率の推移

- ・本県は、令和元年度において、特定健康診査受診率は46.8%で、全国平均より8.8%高く、特定保健指導実施率は60.2%で、全国平均より30.9%高くなっています。
- ・特定健康診査受診率は全国5位、特定保健指導実施率は全国4位でした(R元)。
- ・市町村別にみると、令和元年度において、第3期特定健康診査等実施計画期間(H30~R5)における特定健康診査受診率の全国目標値(60%)を達成しているのは13市町村、特定保健指導実施率の全国目標値(60%)を達成しているのは55市町村でした(付属資料P23)。

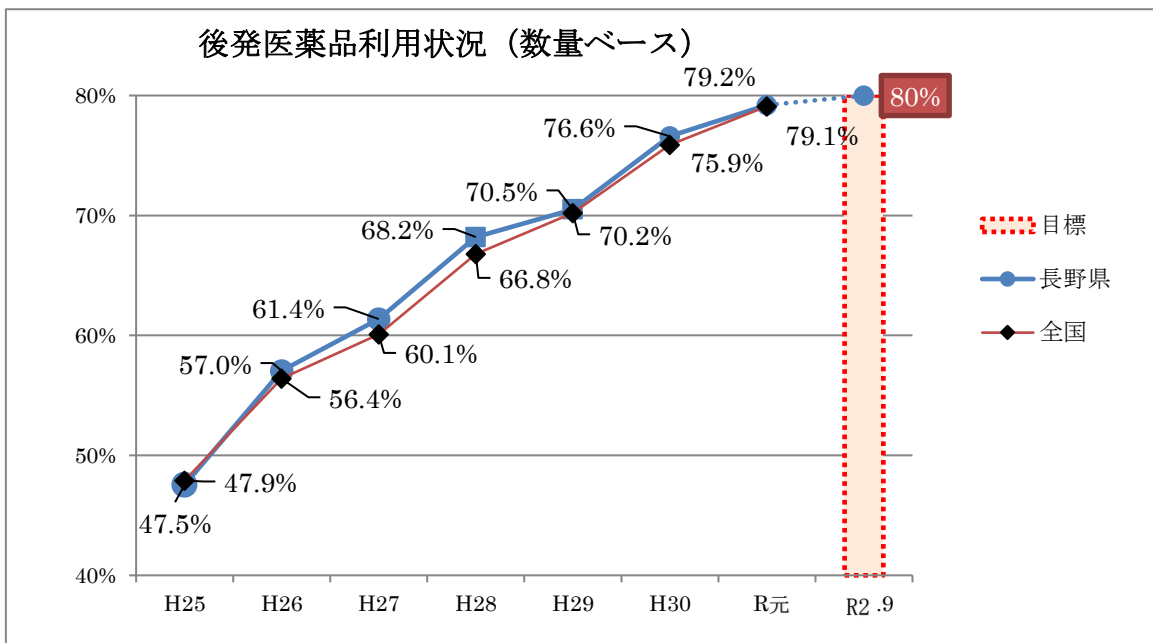




国民健康保険中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況 報告書」

イ 後発医薬品使用状況（数量ベース）

- ・本県国保のジェネリック医薬品の使用割合は、平成 26 年度に全国平均（全保険者）を超え、令和元年度の後発医薬品使用割合は、79.2%でした。
- ・国が平成 27 年度に示した使用割合の目標値は、令和 2 年 9 月までに 80%とされています。



国保連合会提供データ

ウ 医療費通知・後発医薬品差額通知実施状況

- 令和元年度において、医療費通知を実施している市町村は 77 市町村、後発医薬品差額通知を実施している市町村数は 76 市町村でした。

■医療費通知・後発医薬品差額通知実施市町村数

	医療費通知	後発医薬品差額通知
H29	71	74
H30	75	74
R 元	77	76

国保連合会提供データ

エ 糖尿病性腎症重症化予防の取組状況

- 令和元年度において、糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施している市町村数は 73 市町村でした。
- 令和元年度からは、小規模市町村に糖尿病性腎症重症化予防アドバイザーを派遣し、市町村の取組を支援しています。

■糖尿病等の重症化予防取組実施市町村数

	実施市町村数
H29	57
H30	73
R 元	73

保険者努力支援制度

オ データヘルス計画策定状況

- データヘルス計画は、平成 26 年度から市町村による策定が進められています。県内市町村では、令和元年度時点で 76 市町村が策定しています。

2 適正化に向けた取組

平成 30 年度から、国による保険者努力支援制度が施行されました。保険者努力支援制度は、保険者（都道府県及び市町村）の医療費適正化に向けた取組等に対する支援のため、一定の評価指標を達成した保険者に対して交付金が交付される仕組みです。同制度は令和 2 年度に抜本的な強化が実施されました。

保険者努力支援制度の評価指標の達成を目指すことで医療費の伸びを抑制するとともに、交付される交付金を活用して、保険料（税）の抑制にもつなげます。

なお、保険者努力支援制度交付金についてはロードマップに従い、保険料水準